

平成30年度 第3回 新潟市水道事業経営審議会 会議録

●日時：平成31年3月18日(月) 午後2時00分～午後3時50分

●会場：新潟市水道局 水道研修センター2階

●委員の出席状況：

(出席委員) 紅露委員、宇田委員、池田委員、小田委員、加藤委員、岸波委員、
高橋委員 本間委員

(欠席委員) 大貫委員、木村委員

●傍聴者：2人

<p>事務局</p>	<p>本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。只今から、平成30年度第3回新潟市水道事業経営審議会を開会いたします。</p> <p>本日は、公益社団法人日本水道協会の大貫三子男委員、新潟商工会議所の木村由美委員がご都合により欠席となっておりますので、本日も出席の委員は8名となります。高橋委員が少し遅れております。</p> <p>当審議会は、審議会設置条例第5条第2項により、委員の半数以上の出席をもって開会できることになっておりますので、有効に開催できますことをご報告させていただきます。</p> <p>また、当審議会については公開会議としております。本日は2名の傍聴者の方がいらっしゃいますので、ご了承ください。議事録は、委員のお名前を含め、原則的に公開する予定です。そのため、議事について録音をさせていただきますことをあらかじめご了承ください。また、発言の際は机のマイクをご使用ください。</p> <p>次に、本日出席の水道局職員を代表しまして、谷技術部長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>技術部長</p>	<p>技術部長の谷です。本日は年度末のお忙しところ、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。開会にあたりまして、ひと言ごあいさつさせていただきます。</p> <p>本日の議題はお手元の次第のとおり、3件の議題についてご審議をお願いしたいと思っております。一つ目の議題は、平成31年度当初予算ということで、案を説明させていただきます。今年度から新マスタープランの中期実施計画期間に入っておりますが、非常に厳しい経営環境の中で、必要な施設の更新や災害対策を行っていかねばなりません。平成30年度予算同様、中期実施計画に基づく予算となっております。また、来年度10月から消費税が10パーセントに引き上げとなります。新潟市給水条例の一部改正も併せてご説明させていただきます。二つ目の議題は、水道法の改正についてです。委員の皆様は既にニュースなどでご存じかと思いますが、改正の概要や新潟市としての取組み状況を説明させていただきます。三つ目の議題</p>

	<p>は、平成 30 年度に締結しました災害協定について説明させていただきます。</p> <p>以上 3 点について、委員の皆様から忌憚のないご意見、ご提言をいただき、今後の事業運営に反映させていただきたいと考えております。本日はよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>谷部長、どうもありがとうございました。</p> <p>なお、本日出席の職員は、お手元に配布させていただきました座席表をご参照ください。</p> <p>また、追加資料として、水道法資料 2 附属を机の上に配布しております。資料のない方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>議事に入ります。当審議会条例第 5 条第 1 項により、会長に議長を務めていただくこととなっておりますので、紅露会長に議長をお願いすることとします。紅露会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>紅露会長</p>	<p>ご紹介いただきました、新潟大学の紅露と申します。</p> <p>本日予定しております議題は、1 年間の年度予算と、昨年の国会審議でもかなりニュースになりました水道法の改正に関するものが予定されております。局の方からご説明いただき、皆様にご審議いただいて、有意義な時間になりたいと思っておりますので、委員の皆様、忌憚のないご意見をよろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>一つ目の議題です。平成 31 年度水道事業会計予算（案）について、担当課からご説明をお願いいたします。</p>
<p>経営管理課長</p>	<p>経営管理課長の倉元と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>説明が長くなって申し訳ないのですが、ご了承願います。</p> <p>平成 31 年度水道事業当初予算について説明させていただきます。予算資料 1 をご覧ください。平成 31 年度水道事業会計当初予算説明資料です。</p> <p>今ほど部長からもお話がありましたとおり、平成 31 年度当初予算につきましては、中期の経営計画に従って予算づけをさせていただいた内容となっております。</p> <p>1 ページをご覧ください。</p> <p>予算の概要として、1 業務の予定量です。給水戸数は、前年度比で 2,000 戸増の 32 万 9,000 戸を予定しています。現在、本市の人口は減少を続けておりまして、給水人口も同様に減少を続けていますが、単身世帯の増、1 世帯当たりの構成人員の減少などによりまして、いわゆる世帯の細分化が進んでいる状況です。このため、人口減少傾向にありますが、世帯数及び給水戸数は増加を続けているといった状況です。年間配水量、年間給水量は、前年度比でそれぞれ 99.1 パーセント、99.2 パーセントと減少を見込んでいます。配水量、給水量は、その減少量に幅はありますが、近年は一貫して減り続けている状況です。有収率は、給水量を配水量で割った値で、94.7 パーセントを予定していますが、前年度比でわずかな向上を見込んでおります。以</p>

上の業務の予定量により、水道料金収入や浄水場の電力量、薬品費などの費用を積算しております。

次に、2の予算規模および予算の概要についてです。予算資料1-1で説明させていただきます。色刷りのA4縦の予算資料1-1、平成31年度水道事業会計予算のあらましをご覧ください。

一番上の行、総事業費ですが、278億円です。本市の一般会計の予算総額が3,900億円程度ですので、比較すると、水道事業の総事業費は10分の1以下、約7パーセントといった規模になります。この278億円は、その下の左側の水道水をつくるための予算としている収益的収支の下の支出の部分、158億6,677万円と、右側ピンクの水道施設をつくるための予算、資本的収支としておりますが、支出119億5,591万円を合算した数字となっております。

左側の水道水を作るための予算、収益的収支についてです。収入は173億4,591万円で、内訳は記載のとおり、ほとんどがお客様からの水道料金収入です。このほかの収入は、加入金や他の会計からの負担金などです。その下の支出は158億6,677万円で、内訳は記載のとおり、人件費、修繕費や委託料などの物件費、減価償却費、支払利息などです。

次に右側、ピンクの水道施設をつくるための予算、資本的収支についてです。上の収入は46億9,279万円で、内訳は、借入金および国からの補助金などです。下の支出は119億5,591万円で、内訳は施設の建設改良費および借入金の返済です。この施設の建設改良費の内訳は、この資料の下にあります主な事業・取組みのうち、強靱にかかる予算額76億円余としていますが、こちらが主な建設改良の内容となっております。ここは、本市が今抱えている課題、重要課題の取組みの一番大きなところとなっております。この水道施設をつくるための予算、資本的収支においては、支出が収入を上回りますが、この不足分については、左側の収益的収支において、現金支出を伴わない費用である減価償却費およびこれまでの利益による積立金により補てんするものです。

以上が平成31年度予算の枠組みですが、資料1に戻っていただいて、収益的収支の内訳について説明いたします。予算資料1の2ページに戻ってください。

3予算の内訳の表、(1)収益的収入と支出のうち、上の表が収入となっております。

この収益的収入の表の1事業収益、1営業収益のうち、1給水収益についてです。平成31年度の予算は146億5,760万3,000円、前年度比で1,986万円あまりの増となっておりますが、この増分は10月1日から消費税率が引き上げられることによる増でありまして、消費税を除くと、給水量の減少により給水収益は減少が続いている状況です。

次に1事業収益、3特別利益のうち、3浄水汚泥等対策賠償金についてです。福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質を含む浄水汚泥の処分費を、東京電力ホールディングスから賠償を受けているものです。今まで保管してきた一定以上

の濃度の汚泥の処分を平成30年度から本格的に開始したことにより、これに対する平成31年度の賠償金収入が増となっています。

次に、下の表が支出の表です。

1 事業費、1 営業費用のうち、前年度を大きく上回っているのが2 委託料と7 減価償却費等です。委託料については、平成31年度は今後の施設更新等に向けて、委託により基本設計を多く行う必要があること。それから、コールセンター業務の委託業務が更新時期にありますので、このための費用を見込む必要があることなどから、前年度比で委託料が大きく増えております。減価償却費については、現在進めている阿賀野川浄水場施設整備事業により、新たに取得した設備の減価償却が始まることから、前年度と比較して増となっています。

次に、主要な事業の内容を説明いたします。資料1の4ページをご覧ください。マスタープランに従って、安全、強靱、持続に分けて主要事業を整理しておりますが、先ほど触れたとおり、これらの事業内容は、ほぼ中期実施計画に沿った内容で予算化したものです。

安全については、水質検査機器の適切な維持管理や更新整備を行うこととしております。

強靱については、浄配水施設の計画的更新および災害対策と、管路施設の計画的更新および災害対策に分けて記載しております。上の浄配水施設の計画的更新および災害対策では、事業の概要欄、上から阿賀野川浄水場施設整備事業、こちらは平成27年度から平成31年度まで5か年をかけて総事業費70億円あまりをかけてやっている事業ですが、これが事業の最終年度を迎えます。次の配水場施設整備事業は、平成28年度から平成32年度までの5か年の継続事業として実施中の事業でございます。内容については記載のとおり、設備の更新が主な内容となっております。その下、浄配水施設の更新および整備は、継続事業のほかに、単年度工事、単年度事業として、これらの工事を行っております。

次に、下の管路施設の計画的更新および災害対策です。一番上の基幹管路更新事業では、主に、今やっているところは旧新潟市街になりますけれども、旧新潟市内の配水管幹線の更新が主な内容となっております。基幹管路整備事業では、浄水場、配水区域間での連絡管を整備することにより、災害時、その他緊急時のバックアップ体制を整えるために行うものです。予定しているのは、巻浄水場系と戸頭浄水場系の連絡管、青山浄水場系と南山配水場系の連絡管を予定しております。次の配水支管更新事業につきましては、カッコ書きのとおり、老朽管更新事業を中心として、重要施設向け配水管の耐震化、鉛給水管更新等を行います。その下の緊急連絡管整備は新規事業としておりますが、新潟広域都市圏ビジョンの連携事業として、燕市との間で連絡管を整備するものです。これについては、のちほど図面等により改めて説明させていただきます。

次に5ページです。

持続については、一番上、経営基盤の強化として、右側の事業の概要として、浄

配水施設再編基本構想の策定、こちらも新規ということで2,900万円余を予定しています。こちらにつきましても、今後の水道事業にとって大変重要な取組みとなりますので、のちほど改めて説明させていただきます。

次の戦略的な広報及びお客さまの意見・要望の把握では、戦略的な広報の実施として、広報紙の発行ですとか水道週間行事などを行ってまいります。お客さまアンケートも実施させていただきます。

放射性物質を含む浄水汚泥の適切な管理と情報提供については、放射性物質を含む汚泥の処分について、浄水汚泥の有効利用として200ベクレル以下の処分、それから、今まで保管してきた収納庫内の汚泥の処分を、7億4,000万円かけて処分を進めてまいります。なお、先ほど賠償金のところで説明したとおり、これらの費用は東京電力から賠償金収入を受ける予定としております。

最後に技術・知識を有する人材の確保と育成として、ここには各種研修の実施、外部研修参加費等を計上しております。

予算の説明については以上です。

引き続き、予算に関係する事項であります給水条例の一部改正について説明させていただきます。予算資料2をご覧ください。新潟市給水条例の一部改正についてです。

給水条例についてですが、地方公営企業が運営する水道事業において、お客さまからいただく水道料金については、地方自治法の定めにより、議会の議決を経て条例により定める必要があります。また、料金にかかる消費税についても料金の一部として条例によって定める必要がありますので、1の改正理由にあるとおり、このたび、平成31年10月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、必要な改正を行うものです。

2の改正要旨以下については、別紙により説明します。

2ページをご覧ください。給水条例の新旧対照表です。左側が新で、右側が旧です。上から、第26条においては水道料金の額について、中ほど、第33条の2においては加入金について、一番下の附則第21項については加入金の算定基準の一部について、消費税の加算部分について、右側旧の赤字の「100分の108」から、左側新の「100分の110」に改めるものです。

経過措置についてです。3ページをご覧ください。附則1項では、この改正条例の施行日を定めております。2項から5項までが、経過措置を定めます。2項から4項までが水道料金についての経過措置で、5項が加入金の経過措置です。水道料金の経過措置については次に説明しますので、最初に5項の加入金です。加入金については記載のとおり、施行日前の申込み分については、施行日後に工事を行う場合でも旧税率を適用することといたします。

めくっていただいて、別紙2をご覧ください。施行日前から継続使用している場合の料金の経過措置についてです。水道は継続的にご利用いただいております。施行日前日にすべての検針を行うということではございませんので、こういった経過措置

が必要となります。

1の平成31年10月31日までに検針を行うものにつきましては、税率の引き上げは10月1日からなのですが、これにかかわらず、10月中に定例検針を行うものについては、すべて旧税率が適用されます。本市の場合は、二月に1回の検針が基本ですので、図で示すとこのようになります。2の場合は、11月中に検針を行うものについてです。図中の2の期間のうち、1の期間については旧税率を適用するのが基本的な考え方となります。ですが、この按分計算において、端数を切り上げた一月単位で按分計算を行うこととされておりますので、結果として、本市の検針サイクルにおいて、図のとおり、一番下の算式のとおり、11月の検針分は10月検針分と同様に旧税率の8パーセントを適用することとなります。

以上、給水条例の改正についてです。

次に、先ほど改めて説明するとしておりました緊急連絡管の整備、施設再編の基本構想について説明します。

緊急連絡管の整備について、予算資料3、A3横の色刷りの資料をご覧ください。

緊急連絡管の整備についてです。事故・災害発生時における水道水の安定給水の推進に向けて、新潟市と燕市の給水区域管網末端部に緊急連絡管を整備するものです。事故・災害発生時には、緊急連絡管の水融通により、断水区域の縮小や一部地域の断水解消を図ることができます。今年度、連絡管を接続する市町村の有無について調査を実施した結果、燕市と整備を進めるという協議が整いましたので、来年度中に計2路線の工事に着工いたしまして、同じく来年度中に竣工する予定です。カッコ書きに記載のとおり、これは新潟広域都市圏ビジョンということで、新潟市が全体として進めています都市圏ビジョンに掲げる連携事業として取り組むものです。

具体的な設置場所ですが、下の図のとおり、①新潟市西蒲区羽黒と燕市長所の間で、連絡管を整備します。想定できる、バックアップできる世帯数が、新潟市側で約200世帯、燕市側で約240世帯となります。新潟市で、例えばここが断水したときには燕市から水融通を受けることによって、新潟市が200世帯供給を受けることができます。逆に、燕市側で何かあった場合には、新潟市からこの連絡管を通して水を送ることによって、燕市側の240世帯に水を給水することができるといった内容です。右側の②が、新潟市西蒲区栄町と燕市佐渡山との間で整備するものです。こちららもほぼ同様の規模で、新潟市側約250世帯、燕市側約230世帯のバックアップを可能とするものです。

これら連絡管のイメージ図ですが、その下の写真です。こちらは既に平成25年度に三条市との間で整備した連絡管の図となっています。このような形で連絡管の整備を行います。

次に予算資料3-1、連絡管整備に関しまして、新潟市全体の図です。一番下、南側ですが、三条市との間で①、ここが既に平成25年に整備した部分です。新潟市側450世帯、三条市側500世帯くらいのバックアップが可能となっています。右側で、

五泉市との境に②とありますが、こちらは旧新津市が五泉市との間で連絡管整備を既に行っていたもので、200世帯から250世帯の相互のバックアップが可能となっています。そして今回、燕市との間で、左下、南西側です、①と②の赤印のところに整備を行うものです。なお、三条市との間では、実際に三条の水害のときなどに、水融通をした実績がございます。

以上、緊急連絡管の整備の説明を終わります。

次に浄配水施設再編基本構想について、計画整備課長が説明します。

計画整備課長

計画整備課長の川瀬です。よろしくお願いいたします。

予算資料4と書かれましたA3カラーの資料をお開きになってご覧ください。

この基本構想なのですが、こちらの業務の目的といたしまして、今から概ね50年先の水の需要を予測しまして、その需要に見合った施設となるように、整備の基本構想、基本方針といったものを定めていく業務となります。将来の投資を最適化することによって、事業の経済的な安定を図るというものとなります。

まず背景というところなのですが、本市の水需要につきましては、市の人口の予測をベースにおきまして、私どもも水需要について予測を行ってみました。そうしましたところ、次のマスタープランが平成37年度から始まりますが、そちらから約40年間先の水需要を推測しましたところ、人口減少とともに需要は減っていき、だいたい現在の3分の2を下回るのではないかとこの予測を得ております。これに合わせて、施設、今本市が持っております浄水場というイメージなのですが、そういったものを今よりもさらに施設の能力を下げっていく。今の能力のまま将来の水が減少していきますと、非常に非効率な施設となってしまいますので、そうならないように、施設は老朽化したら必ず手を入れていきます。その手を入れる整備というところで少しずつ施設能力を下げっていくということと、あるいは2個ある浄水場を一つにしてしまうとか、こういった効率化を図るための施設規模の適正化と申しますか、そういったところを今検討しているところです。

これまでの本市の取組みについて簡単にご説明します。市町村広域合併が平成17年にありましたが、それにより、本市がもともと持っていた三つの浄水場と、合併した市町村から引き継ぎました浄水場、合わせて13か所になりました。それを順次、小さなもの、問題を抱えている浄水場、効率の悪い浄水場というところを廃止していきました。浄水場を廃止するためには、大口径の管路を布設する必要があります。これは簡単にはいきませんので、合併から約10年間をかけた上で、13ある浄水場を現在六つまで統廃合を進めているところです。この施設の統廃合につきましては、規模の小さなところや施設が非常に老朽化しているといったところを順序よく統廃合していきましたので、非常に分かりやすかったという印象があります。つまり、最適化というものが見えていたのです。ですが、これからは、今残った六つの基幹浄水場をさらに将来の水需要の減少に合わせて統廃合していく必要があります。つまり、今までの統廃合を行っていたものよりもステージが少し変わって

く、そういったところが予測されます。ですので、これから先につきましては、実はこの業務は業務委託を掛けておりました、こういった施設の統廃合の基本計画を立てたことがある、実績があるコンサルタント会社と委託契約を結んでおります。そういった経験とノウハウを持ったコンサルタントの力を借りながら将来の施設の統廃合の道筋というものを立てていこうというものが、この業務の中身となります。

右側です。目的というところなのですが、今一度、簡単に説明させていただきます。目的は、合理的な施設整備にかかる投資の明確化です。施設の統廃合の計画に合わせて、それに必要な、例えば幹線であるとか、あるいは施設を新しく作る、あるいは廃止する、そういったときの費用の概算を計算します。そうすることによりまして、これから約50年先、次のマスタープランを開始してから40年間の施設の整備の方針につきまして、ある程度必要な費用、そういったものが見込めます。そして、将来的な施設の存続であるとか統廃合であるとか、そういったものは、今後の施設の計画を立てるときに必要な情報となりますので、そういったものをこの業務の中で明確化して作っていくというところがこの業務の内容となっております。

業務を進める際の基本方針といたしましては、効率性の高いダウンサイジングを目指しています。一つ目といたしましては、資産の圧縮、経常経費の抑制。二つ目は拡張整備の抑制、必要最低限の整備を行っていきたくて考えております。三つ目は水需要減少期を考慮。これから必ず水需要は減少していきますので、それがどのくらいまで減少するのかというところを見定めた上で、その中で、必要かつ十分な水を供給できるような水道システムを構築していきたくて考えております。これらをもって、将来にかかる投資の最適化を図ります。その際、将来、さらなる統廃合によって廃止する予定の施設には最小限の投資を行い、水道の安定供給を確保しつつ、余分な投資を避けるというところも可能となっております。

では現在ですが、実はこの業務は、今年度と来年度の2か年の継続業務となっております。これまでに、現在六つあります施設の現状の評価、例えばAという浄水場がどういうところが古くなっているのか、今後どこに投資を行わなければいけないのか、そういったところを明らかにする作業となります。それから、将来の水需要予測、こういったものが終了しております。

今後は、これらをベースに、さらにこの六つの浄水場を統廃合できるのか、あるいは今ある施設のこういったところをどのように改良していく必要があるのか、そういった具体的な計画、あるいは整備の方針といったものを作っていきます。その際、どの施設のどの場所から改めて、あるいは整備していかなければいけないのか。当然ながら、一番古くて、例えばその古いことが原因で事故等がおきた場合に影響が大きいところ、そういったところから整備を進めていく必要性があります。その整備の順序といったものも、この委託の中で明らかにしていくと考えております。

最後には、課題や方針のまとめ、その方針に沿って整備したときの効果、そして、それらの具体的な内容を整理しまして、長期的な施設の整備方針、これを将来構想と呼んでおりますが、こちらを計画書としてまとめる予定となっております。そし

	<p>て、基本的には、平成 37 年度から始まります次のマスタープランにその中身を反映させるとともに、その中の一部、活用できるものにつきましては、今のマスタープランの後期から、活用していきたいと考えております。</p> <p>浄水施設再編基本構想については以上です。</p>
紅露会長	<p>ありがとうございました。委員の皆様、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見などありましたらお願いしたいと思います。</p> <p>一つ教えていただきたいのですけれども、予算ですが、主な事業計画の「持続」のところ、水道事業経営審議会の効果的運用ということで、「そうなのか」と思って資料を拝見してしておりました。それとは別に、200 ベクレルを下回った浄水汚泥の有効利用に持続の予算のかかなりの部分が費やされているのですけれども、これは具体的にはどういうことにお金がかかっているのでしょうか。</p>
経営管理課長	<p>具体的にお金がかかっている部分は、セメントとして受け入れている企業に対して処分費用としてかかってくるものです。</p>
紅露会長	<p>要するに、資源ではなくて、処分をお願いしている関係で、引き取り料を払わないといけなくなっているという状況なのですね。</p>
経営管理課長	<p>汚泥をそのまま使えませんので、やはり特別に改質、質を変える作業が必要ですし、引き取り費だけではなくて、そこまでの運搬費といったものもかかってまいりますし、運搬のための場内の作業費といったものもかかってまいります。</p>
紅露会長	<p>それと合わせて、先ほどご説明のありました、もう少し線量の高いものも段階的な処分が始まったということで、トータルで 7 億 5,000 万円ほどかかっている、ここに賠償金が 5 億円近く入ってくるという収支になるということなのですね。</p>
経営管理課長	<p>基本的にはそうなのですが、年度がずれていまして、今年度当初予算、平成 31 年度の当初予算として計上する 4 億 6,600 万円ほどの賠償金収入は、平成 30 年度、今やっている処分にかかるものを平成 31 年度の賠償金として見ているものです。</p> <p>一方で、費用で見ている 7 億 4,000 万程度。こちらは平成 31 年度中の処分費として見ているものですので、このぶんの賠償収入は平成 32 年度に収入となる予定となっていますので、そういったことで、この 7 億円のうち 4 億円だけが賠償を受けているということではございません。平成 31 年度は平成 30 年度見込みよりも多くの処分費を要する、その分は来年度の賠償金として収入を見込んでいるということでございます。</p>
紅露会長	<p>ありがとうございます。ちなみに、原子力発電所の事故の前は、浄水汚泥をお客</p>

	様に販売されていたものなのですか。それとも無料で持って行ってもらっていたのですか。
経営管理課長	本市の場合は、園芸用土として売却しておりました。
紅露会長	そうすると、事業規模としてはここまでの金額にはならず、もっと小さいレベルで有効活用できていたというところになるのですか。
経営管理課長	はい。処分は天日乾燥床なので、その整備費等はかかってまいりますけれども、ここまでの運搬費用とか受け入れ費用はかかっていなかったということです。
紅露会長	ありがとうございます。
小田委員	<p>予算について、確認といいますかお聞かせいただければと思うのですが、今ほどの委託費が当初予算に比べて、マスタープランの中で見比べても、昨年度と比べても増えたという理由が、最後にご説明いただいたこの資料4に関する浄配水施設再編編成基本構想のために費用が一部かかったというご説明だったということで理解してよろしいのでしょうか。といいますか、この資料4がなぜ急に出てきたのかが、唐突感があったといいますか、資料を頂戴したときに、全体の流れの中で、なぜ急にこういう資料が出てきたのかということが理解できなかったの、そこを確認させていただきたいと思います。</p> <p>もう1点ですけれども、資金的支出に関してですが、当初のマスタープランに比べて、本年度の予算では約8億円、多分、建設関係に費用が多く計上されているように見えるのですけれども、当初のプランに比べて予算が多くなってきた理由といいますか、その背景等について具体的に教えていただければと思います。</p>
経営管理課長	<p>まず1点目です。委託料のところの説明不足があったのですが、再編基本構想で3,000万円くらいです。そのほかに、平成31年度の委託料といたしましては、大規模な施設の更新に関して、基本設計を何本かやらなければならないところがあります。例えば巻浄水場の更新の基本設計ですとか、満願寺浄水場系の配水場の基本設計ですとか、竹尾の送水管も設計が必要になってきますので、こういった施設の基本設計が平成31年度に比較的集中していることがあります。その中の一つとして、施設の再編基本構想2,900万円もあるということでございます。資料4を今回用意した理由というのは、連絡管とこの施設の再編基本構想が新たな取組みということで取り上げたものです。私ども、議会に対してもこの二つの事業が新規事業ということで説明させていただいておりますので、今回の審議会におきましても、今後の施設後期実施計画等をご審議いただくにあたってこういった基本構想が重要になってくるということで、説明させていただいたものです。</p>

	<p>それから、今回、マスタープランと比較して建設改良費が大きく増えているところですけども、そちらについては今確認しますので少しお時間をください。</p>
<p>小田委員</p>	<p>分かりました。ただ、その委託費の部分が増えてきたということは、当初、相当前から分っていたといえますか、この計画を立てる段階、マスタープランを立てる段階である程度見込まれていたものではないか、周期的に発生する費用ということになりますと、それが盛られていなかったということが、悪いということではないのですけれども、もう少し先見的に確認する必要があったのではないかと感じるところです。</p>
<p>経営管理課長</p>	<p>今のご指摘につきましては、たしかに当初マスタープランの中では見えていない基本設計が何本かは入ってきております。そういった面では、計画的ではない部分があったということでは、ご指摘のとおりだと思っております。</p> <p>建設改良費については、確認させてください。</p>
<p>紅露会長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>私から、施設再編基本構想に関し、具体的な検証業務が動きだしているということで、次のマスタープランを策定する際には非常に重要かと思っています。資料4を拝見していて、合併後のファーストフェーズのコスト圧縮は比較的容易であったのかという気がするのですけれども、この資料を拝見していて、水需要が40年経つと3分の2になるのに対し、この保有資産を効率化して、どうやって経営の効率化を図るかということは、浄水場ひとつ潰すというようなレベルの話ではなくて、かなり細かな管路も含めた施設全体の構成要素を対象とした検討を積み重ねていってはじめて実現できそうなのかという所感を持ちつつ、お話を伺っていただきました。その辺で何かお考えといえますか、難しさというものを感じられているところがあれば、ぜひお答えいただきたいと思います。</p>
<p>計画整備課長</p>	<p>たしかに、今おっしゃられたように、ファーストステージとかファーストフェーズというのでしょうか、合併してから今までの施設統廃合というのは、割と分かりやすく、順番も立てやすかったのです。そして、例えば一つの浄水場、例えば長戸呂浄水場を廃止するためには、ここに向けてこういう幹線を入れていけばいい、水道管の太いものを入れていけばいいということもある程度見えていました。そういった意味では、たしかに、事業そのものは時間も10年くらいかかりましたし大変だったのですけれども、この将来形というのは、六つの浄水場に集約するというのは最初からある程度見えておりましたし、そういう意味ではやりやすかったのではないかと。先ほど申し上げたように、六つの浄水場に集約するという最適解が分かりやすい業務であったと思います。</p>

	<p>ただ、今取り組んでおりますものは、例えば阿賀野川の取水塔、ここにつきましては結構塩水遡上の影響を受けて、夏場、取水に苦慮しております。また、信濃川の取水塔、こういったところも耐震性が十分ではありません。こういったものを更新に合わせて、例えば阿賀野川のもを上流に移転していくとか、あるいは比較的小さな浄水場については大きな浄水場で水を送ることによってそこを廃止できないか、あるいは廃止する際に水の水揚げ機能を備えた配水場といったものを作ることによって一定の給水の安定性を確保しつつ、職員を、浄水場であれば何人か必要なのですけれども、配水場であれば無人にできますので、そういったところでも効率化が図れないか、そういうところを、いろいろな角度からいくつかの案をあげて、それを比較検討する必要があります。また、仕事をする際にはお金も人間も必要となりますので、それを40年間かけて均一にやっていくには、どこから最初に手を付けて、どこを最後まで残していけるのかといったところも検討していかなければいけないので、非常に検討の内容が多岐にわたると考えています。</p> <p>そういったところが、この基本構想を策定する際に難しいかと。選択肢が多いというところ。そこで、あらゆる比較を行い、お金の面での比較も当然行いますし、施設の老朽度、それがもたらすリスク、危険性です、お客様への影響、そういったところも多面的に比較しながら、どういう順番でどれだけのお金をかけてやればいいのか、そしてどのように全体の施設の規模を小さくしていくか。そういったところを、多くの選択肢の中から客観的に数値で表しつつ基本構想を定めていくというところが非常に難しいかと思っております。</p>
<p>紅露会長</p>	<p>ありがとうございます。当然ですけれども、1回こういう案でということが決まっても、おそらく、時の流れに応じてまた細かく修正することも想定されますし、40年もあれば技術革新もあるでしょうから、ぜひ継続的なご検討をお願いしたいと思っております。</p> <p>ほかの委員の皆様、何かご質問、ご意見ございますか。</p>
<p>経営管理課長</p>	<p>先ほど少しお時間をいただきました8億円あまりの予算なのですけれども、資料の説明不足で申し訳なかったのですが、マスタープランの財政収支計画に記載しております数字が税抜です。今回92億円が税込になっていますし、さらに、税率アップがあったので、その分また余計に上がっていました。単純比較にならなくて少し分かりづらくて、説明不足で申し訳ありませんでした。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>質問なのですが、再編基本構想の老朽化施設、小規模施設の廃止という概要図がございまして。これは非常に新潟市の水道事業を理解する上でいい絵だなと思って見ているのですが、この赤い線は廃止された管路ということなののでしょうか。</p>
<p>計画整備課長</p>	<p>この赤い線は、例えば一番下、小須戸浄水場を廃止するために必要な太い幹線で</p>

	<p>す。廃止するために新たに入れました。</p>
高橋委員	<p>作ったということなのですね。</p> <p>あともう一つ、月潟と西川に点線がありますが、ここは将来つなぐ計画があるということなのですか。月潟の下に点線がありますし、月潟と巻に向って点線があります。</p>
計画整備課長	<p>将来、ここをつなぐ予定ということです。</p>
高橋委員	<p>それで浄水場を減らしますということなのですね。</p> <p>そうすると、ではこれは、月潟と巻の浄水場をつなぐと、戸頭と巻の浄水場のうち一つが減らせるということになるのですか。</p>
計画整備課長	<p>戸頭と巻浄水場を連絡していくのですが、この幹線1本では、例えば戸頭から水を送って巻のエリアを全部給水することは、幹線の大きさからいうと難しいのです。ですので、ここも活用しながら、将来もし可能であれば、戸頭と巻、両方も古くなっておりまして、これを一つにして新しい浄水場とか、どちらかを統廃合するとか、そういったことができないかということは考えていきたいと思っておりますし、この構想でもその辺を今検討しているところです。</p>
高橋委員	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
紅露会長	<p>ありがとうございました。引き続き、飲み水の安定供給のために、継続的にご検討いただきたいと思っております。</p> <p>皆様から発言が出尽くしたようですので、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>二つ目の議題です。水道法の改正について、担当課からご説明をよろしく願いいたします。</p>
経営管理課長	<p>水道法の改正について説明いたします。資料は水道法資料1をご覧ください。</p> <p>水道法については、水道事業の運営にかかる事業法として、私ども水道事業者にとっては大変重要な法律です。この平成30年12月に比較的大きな改正がありました。水道民営化法などといった形で報道されることもありましたので、委員の皆様におかれましても、そういった報道を目にされる機会もあったかと思っております。</p> <p>資料に基づいて説明させていただきます。この資料は厚生労働省が水道法の改正にあたって作成した資料から抜粋したものです。</p> <p>1枚目の水道を取り巻く状況は、水道法改正の背景としてあります全国的な現状と課題について整理されております。これによりますと、我が国の水道は97.9パー</p>

セントの普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道の基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代に変化しました。しかし、以下の課題に直面しているとして、いくつかの課題を掲げています。

① 老朽化の進行です。高度成長期に整備された施設が老朽化、年間2万件を超える漏水、破損事故が発生。年間2万件というのは全国規模です。耐用年数を越えた水道管路の割合が年々上昇中、平成28年度は14.8パーセント、これも全国の状況です。すべての管路を更新するには130年以上かかる想定といった老朽化の進行が課題としてあげられていますが、この課題については、数字は若干異なりますけれども本市も同様の課題を抱えているという状況です。

② 耐震化の遅れです。水道管路の耐震適合率は4割に満たず、耐震化が進んでいない、年1パーセントの上昇率ということで、本市におきましては4割ということではなくて6割以上ありますので、これは全国の状況ということですが、耐震化についても、私どもとしても今積極的に取り組んでいるところです。それから、大規模災害時には断水が長期化するリスクが言われています。

③ 多くの水道事業者が小規模で、経営基盤がぜい弱、水道事業は主に市町村単位の経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤がぜい弱、小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障、人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できない恐れがあるということなのですが、私どもの事業規模といたしましては、どちらかという大規模と言っているのですが、中小規模の事業者が大変多いというのが全国的な課題とされています。

④計画的な更新のための備えが不足ということで、約3分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている、原価割れしている。このため、計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多いという現状です。本市につきましては、供給単価のほうが給水原価を上回っていますので原価割れしていない、利益が出ている状況ではあります。ただ、計画的な更新のために必要な資金を十分確保できているかということ、今の料金水準が必ずしも十分なものはなっていない状況もあります。

そこで、これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが必要ということで、この水道の基盤強化が今回の水道法改正のキーワードとなっております。一番下ですが、併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題ということがあります。

これを受けまして、2枚目です。水道法の一部を改正する法律の概要です。

改正の趣旨につきましては、今ほどの課題を踏まえて、このように掲げられています。

改正の概要ですが、1関係者の責務の明確化として①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者

をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。このように、国、都道府県、市町村、水道事業者、それぞれの役割をしっかりと明記したということが一つの改正主旨となっております。

次に、県の役割にも関係するところですが、2広域連携の推進です。①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。広域連携については、本市の取組み状況、新潟県の状況は後ほど説明いたしますが、広域連携の推進にあたっては、このように県としてリーダーシップを取ることが非常に強く求められております。

次の3適切な資産管理の推進については記載のとおり、①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。こういった基本的な事項について、法律で位置づけたということでございます。

次の4官民連携の推進。ここが報道で一番取り上げられていまして、民営化法などと言われた部分です。地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定できる仕組みを導入する。いわゆるコンセッション方式の導入が水道法上でも位置づけられたということでございます。これについても、後ほど本市の状況と併せて説明させていただきます。

5番目の指定給水装置工事事業者制度の改善です。資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に更新制を導入する。こちらも本市は準備を進めておりますので、後ほど改めて説明いたします。

法律の施行期日については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内ということで、今年秋過ぎには施行されるということになりそうな状況です。適切な資産管理の推進についての一部、台帳整備については猶予期間が設けられている状況です。

これらを受けまして、3ページ目は、法律の目的として第1条です。改正趣旨については、ご説明したとおりです。条文は、法改正前の状況が上で、改正後は水道の基盤の強化ということが強調された第1条になっています。

次に、この水道法の改正を受けて、本市としての考え方について整理しましたので、説明いたします。A4縦の資料で、水道法資料2をご覧ください。新潟市水道

局における広域連携、官民連携の状況についてです。

まず一つ目の○広域連携です。広域連携につきましては、先ほど水道法上でも県の役割が非常に強化されたのご説明いたしましたが、具体的に県も動いておりました、新潟県における水道事業の基盤強化検討会というものを設置いたしました。これは県の水道担当部署である生活衛生課と、公営企業等を担当する市町村課で共催しております。開催日は平成30年8月31日と平成31年1月10日、今まで2回、こういった基盤強化検討会が開催されています。

設置の経緯ですが、水道事業の持続性を確保するため、各市町村等の実情を踏まえた広域連携による経営基盤の強化や、経営効率化等の方策を検討することを目的としたものです。

なお、この検討会の下にブロック検討会というものが設置されておりました、新潟県内を6ブロック、村上、新潟、中越、上越、魚沼、佐渡に分けて、各ブロック内で各水道事業者の現状および課題、民間活用の実施および検討、その他について情報共有を行い、県における水道事業の基盤強化検討会で、それぞれのブロックでこういう検討をやっていますということを報告している状況です。

この中で、新潟ブロック構成団体は、ここに記載の新発田市以下14団体ございまして、こちらでブロック別検討会を行いました。ただ、実態は、具体的にここを広域化していこうという検討までは、まだ具体的なものには至っておりませんので、ブロック別検討会、それからその上位の基盤強化検討会、いずれにおいてもまだ情報交換にとどまっているところです。

この県の動きとは別に、その下、新潟広域都市圏ビジョンです。これは新潟市が周辺市町村と進めているものですが、平成29年3月に、総務省が提唱いたしました連携中核都市圏構想推進要綱に基づいて、近隣10市町村と連携協定を締結しております。水道局では2事業行っておりまして、一つ目、先ほど連絡管の説明をいたしました、これがその一つです。そのほかに、新潟市が実施する水道分野の各専門技術研修について、連携市町村の各事業体職員も受講することで、専門的な知識や技術力の向上、事業の効率化と職員のスキルアップを図るなどの取組み、それから、事故・災害時における上水道の安定供給の推進として、連絡管のほかに、日本水道協会中部地方支部ホームページに資機材備蓄状況等のアップなどをやっております。裏面ですが、(3)各市町村が受援マニュアルなどの作成や改訂を協力して行う、受援マニュアルというのは、被災時に他の事業体から応援を受けるときに作っておくマニュアルのことを言っております。(4)その他広域連携事案を検討することとしております。広域連携については、こういった取組みを今やっているところでございます。

次に官民連携です。改正水道法における官民連携の推進についてですが、改正水道法によるコンセッション方式なのですけれども、結論から申し上げますと、現時点では本市において導入の予定等はございません。導入におけるメリット、デメリットの把握に努めながら、他都市の動向を注視し、事例を参考に研究していくとい

うことです。

ちなみに、下の※のとおり、コンセッション方式は、今日配布した水道法資料2 付属をご覧ください。浜松市が、比較的先行してコンセッションについては導入を検討してきた経緯がございます。その導入可能性調査業務の報告書の中から抜粋したもので、読んでいただくと分かるのですが、水道法改正以前の状況を踏まえて、改正以前なのですが、水道法の改正を見越して検討していた内容です。その図のとおり、コンセッション方式というのは、地方自治体の、厚生労働省からの事業認可の位置づけを維持します。施設の所有権も維持します。施設を事業体で持ったまま、厚生労働省の水道事業認可も受けたまま、そのままで民間事業者による事業の運営権を設定するもので、この導入については議会の議決を経て、それぞれの自治体が判断するものです。こういった面から、報道の中では誤解があったように、日本全国の水道が民営化されてしまうという極端なものとは全然違うものです。それぞれの事業体が官民連携の一つの方法として、こういった方法を選択的にできるように、水道法上、位置づけたという内容でございます。

官民連携について、今ほどコンセッションは考えていないと説明しましたが、先ほどの資料2に戻っていただいて、参考として、本市においてこれまで官民連携ということで個別の委託業務、検針業務にはじまりまして、平成29年度からの料金滞納整理事業に至るまで、いくつかの個別業務の委託化を進めてきております。報道から知り得るところでは、他事業体において今コンセッション方式を検討しているところは大阪市、宮城県が全体的、浜松市の下水道は平成30年に下水道の一部地域について導入しておりますが、水道については少し後退したというか、市長選を前に検討が後退している状況のようです。なお、コンセッション方式、水道分野以外では、比較的進んでいるのが、空港のいくつかがコンセッション方式によって、報道によれば民営化されているという言い方をされていますけれども、空港がコンセッション方式を取り入れて、民間との連携で運営されているところが多くなってきているという状況です。

次に、水道法のほかの分野について、それぞれ担当課から説明いたします。

計画整備課長

計画整備課の川瀬です。よろしくお願ひします。右上に水道法資料3と書かれました、真ん中に太く赤線で囲われたA4横の資料をご覧ください。

今ほど説明もありましたが、水道法の改正の概要の三つ目にあります適切な資産管理の推進、ここに関連いたしまして、「水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。」という項目が新たに明記されました。水道施設台帳とはどのようなものかといいますと、水道施設というのは、浄配水場のようないわゆる上物と、管路、地下に埋まっている管路施設、この二つに大きく分けられます。それぞれの施設について、例えば浄水場であれば、何々浄水場のポンプは何年度に購入されて新しくなって、何年と何年に点検が行われているか、その能力はどういうものかといったものが、こういったファイルないしはデジタルデータとしてきちんと整理さ

れているもの。管路であればそこに埋まっている管路はいつ埋まって、口径や管種であるとか、その管路の情報がしっかりと分っている、そういったものが台帳と呼べるものであります。

1枚めくっていただきますと、では本市ではどのようにしてこの台帳を管理しているのかということについて説明いたします。

まず管路につきましては、水道管の施設、情報を、GISシステム、いわゆるマッピングシステムというもので、すべてデジタル情報で管理しております。そのデジタル情報の中に、例えば水道メーターの情報であるとか、あるいは図面といったものも関連付けられて、すべて電子データで格納されておりますので、管路情報につきましては、台帳は整備されていると考えております。

次に浄配水施設なのですが、こちらにつきましては台帳というものは、形としてはあるのですが、実は浄水場は、合併したところも含めまして、このような台帳の整備をかなり以前からやっております、各浄水場によってそのやり方、あるいは情報の量、質といったものが若干異なっております。

最後の5ページ目を開いてください。今の状況をあらわした一例となっております。管路台帳の例でいいますと、このようにすべてデジタルデータで管理されておりますし、必要な情報も、例えば図面等のものはデジタルにスキャンされておりましたものがこのように紐付されております。ですから、必要なところを呼び出してたたけば必要な情報が手に入る。しかも、例えば中央事業所でも同じものが見られるし、秋葉事業所でも同じものを見られる。さらにこれを適切に更新して、常に新しい状態に保つことができています。

一方、右側の浄配水施設の台帳の例を見ていただきたいのですが、上半分が青山浄水場、下が阿賀野川浄水場で、青山はアクセスという汎用ソフトを用いて情報の整理を行っておりますが、阿賀野川はエクセルを活用している。このように、同じソフト、ないしは同じシステムで統合的に管理されている状態であるとは言いづらいという実状となっております。

3ページに戻ってください。今回の水道法改正を受けて出されました水道施設台帳の活用方法等の留意点についてということで、①から④まであります。

①につきましては、水道施設台帳として、水道施設の管理に活用できる情報等を整備することとなっておりますが、今ほどの説明のとおり、管路についてはほぼ理想的な形で、浄配水場の情報につきましても、整理はされております。

②につきましては、データの一部が欠損している場合は台帳に反映することとなっております。こちらも適宜行っております。

③水道施設台帳は、情報管理の効率化と危機管理対策の強化が図られるよう、必要に応じて電子化するとなっております。基本的には、浄配水場の情報につきましても、電子化は行われているのですが、一元管理、あるいは管理方法の統一というところが今後の課題となっております。

④水道施設台帳の情報を、固定資産台帳などと整合を取りながら、中長期の更新

需要の算定等に活用する。つまりこれは、分析や統計処理が可能なデータ管理体制が整えられているかということになりますが、管路のほうはできておりますが、浄配水施設につきましては少し時間がかかる、人力に頼る部分も生じてくるというのが実状でございます。

最後4ページ目をご覧いただきたいと思います。本市の水道施設台帳の作成・保管についてまとめております。現状につきましては、管路につきましては、今ほど申し上げたマッピングシステムにより、整備すべき情報は整備済みであります。浄配水場につきましては、整備すべき情報は保管しているが、管理方法が統一されておられません。今後は、管路は、引き続き現システムを適切に管理運営を行っていく。浄配水場につきましては、水道施設台帳の活用方法などの留意点および費用対効果を踏まえて、管理方法の改善の検討を進めていきたいと考えております。お金と時間をかければ、浄配水場も、このようなシステムを導入することは可能と考えておりますが、現状のシステムの活用具合であるとかデータの整理のあり方とか、そういったものを今一度確認した上で、将来的にはどのようなシステムが望ましいのかというところの検討を進めていきたいと考えております。

管路課長

管路課の笠原と申します。よろしく申し上げます。

水道法資料4、(水道法改正に伴う)指定給水装置工事事業者の指定の更新制導入について、A3横開きの資料をご覧ください。

1番目ですが、指定給水装置工事事業者とはということですがけれども、はじめに、今回の法改正により、直接影響を受けることとなります事業者制度について簡単に説明します。この制度の説明を始める前に、給水装置について改めて確認したいと思います。給水装置とは、この図にありますとおり、道路の下に埋めてあります配水管から分岐して、各ご家庭や事業所の敷地の中に伸びている給水管、止水栓、水道メーターを経て、直結して出ている蛇口までを含めた部分を給水装置と呼ばせていただいております。この給水装置の新設、修繕等の工事を施工するためには、必要な技術力や器具、工具等があり、なおかつ確実な施工が可能と認められる、各水道事業者で指定された者が行うという形になっておまして、この指定された者、業者を指定給水装置工事事業者と呼んでおります。本市の指定給水装置工事事業者の数ですがけれども、この図にあるとおり568者、平成31年2月末現在で、これだけの数の事業者を指定しております。

2番目です。水道法における更新制導入の経緯です。今ほど触れました指定給水装置工事事業者の制度について若干補足させていただきますが、この制度につきましては、平成8年の水道法改正に伴い新設されたものとなっております。当時は政府による規制緩和を推し進めるという状況にありまして、水道についてもその流れに乗りまして法改正が行われております。この法改正により、指定要件が全国で不揃いであったものを全国で統一化し、改めてその内容を明確化するということが図られ、指定要件によった申請がされているようであれば、どこの地域に事務所等を

置いても構わないとの制度になっています。その結果、現状では工事事業者の指定数は増加しております。これは、厚生労働省の資料からの内容になるのですが、平成9年度には全国で2万5,000名の指定業者がおりましたが、平成25年の時点で22万8,000名と、平成25年の時点では9倍ほど伸びています。また、現状においては、新規指定の申請を行えば、その後は要件に適合するか否かについて確認を行う機会がありません。

その現状を踏まえまして、いくつかの課題が顕在化しています。

課題という形で書かせていただいておりますが、要件に適合するか否かについての確認が、今ほど申し上げたとおり指定を申請するタイミングのみとなっております。その後チェックする機会がありません。そのため、現状の実態把握ができない、なかなか困難であるということが一つあります。その結果として、連絡先が分からない業者もいまして、指導することにつきましても、連絡が取ればその業者に対しての指導もできるのですが、そういうこともできない状況となっております。本市の場合について申し上げますと、現時点で568名ありますが、連絡がつかない業者はそのうちの21名、割合としては3.7パーセント程度です。

また、修繕の施工不良、技術力不足やお客様からの苦情、違反というものについても増加しているというのが、全国的な課題として残っています。円グラフを見ていただきますと、平成25年のデータですが、赤く「対応の悪さ」とされているものが全体の約7割、次に施工不良が11パーセントとなっております。国としましても、これらの調査結果を踏まえまして、一部の指定給水装置工事事業者についての資質が欠如していることがはっきりしたことから、その対応が必要と考えまして、今回の更新制の導入になったところです。

3番目です。それを受けまして、水道法における対応策となりますが、一つ目としましては、工事を適正に行うための資質保持や実態との乖離の防止を図るために、5年の更新期間を設定することです。5年ごとに更新を行う、手続を行うという形を今回取り入れることとなります。二つ目については、更新の際に指定要件の確認や研修受講状況を確認することを求めています。なぜそういうものを確認するかということにつきまして、研修や講習を受けている業者については苦情の割合が少なくなっているとのアンケート結果が出ておりますことから、よりよい業者の資質保持のためには、研修の受講の確認が必要であるということが今回求められたものと認識しております。

最後、4番目の本市の対応（案）です。本市の現状ですが、今後施行予定の水道法施行令がこれから出てくることになっており、その内容を踏まえて、更新制度の諸対応、受付方法をどうするかとか、指定業者に対しての周知の関係をどうするかなど、細かい点は今後施行令に基づき、その内容を確認した上で検討してまいりたいと考えております。

紅露会長

ありがとうございます。今ご説明いただきましたけれども、委員の皆様から、た

	<p>だいまの説明について、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。</p>
本間委員	<p>初歩的な質問なのですが、今の資料4の説明のところで、本市の指定事業者、この「者」はどう思えばいいのでしょうか。「人」でも「社」でもなくて「者」。</p>
管路課長	<p>指定業者については、個人で申請されている方もおりますし、会社という形で申請する方もいらっしゃるの、総じて「者」という形で表記させていただいております。</p>
本間委員	<p>では、個人でも大きな会社でも1者ということですね。</p>
管路長	<p>そのとおりです。</p>
本間委員	<p>ありがとうございました。</p>
紅露会長	<p>ほかにございますか。</p> <p>法改正についてご説明をいただいております、法律の目的、条文の改正が今回の改正の主旨のすべてかなということが、いただいた資料を拝見して感じたところでありまして、特に今回の法改正に際しては、民間事業者、運営権の設定やその辺のところは報道が先行されてかなり出てきて、それに対する世論のレスポンスがかなり大きかったという気がしています。</p> <p>新潟市の検討やその状況は、ご説明いただいたとおりで理解できたのですが、よく分らなかったのが、資料2附属で、浜松市の事例が簡単にご説明あったのですが、検討しているという段階で、実際にはここからさらに後退していったというご説明があったのですが、我々水道の素人からすると、どういう狙いがあったって浜松市はこういうことをお考えになったのかという背景がよくわかりませんでした。その辺、ご存じのところがおありでしたらぜひ教えていただきたいと思えます。</p>
経営管理課長	<p>正直なところ、浜松市がどういう経過で先行的にこうやっていたかということは、詳しくは存じ上げないのですが、浜松市では、先ほど少し触れたのですが、下水道事業、県の下水道を一部浜松市がやることになって、その譲渡を受けることになったときに、下水道事業をコンセッション方式で行ったという実績があるのです。上下水道では唯一の実績です。そういう実績を踏まえて、水道でも検討を進めてきたということであろうと思っております。</p>
紅露会長	<p>ありがとうございます。報道が先行して、いろいろな意見が出ておりますが、これだけみんなが頑張るって水を使わないような時代になってきて、人も減ってくると</p>

なってきたときに、民間の事業者に運営権を設定して、当然、民間事業者は利益を確保するということが大前提としてありますので、民間事業者が入ってきてどのように利益を確保するのかということが、よく考えていくと難しいというところもあると思っております。

ただ、いろいろなこのあとの制度改正ですとか社会状況の変化等に応じて、新潟市も、その時代に沿ったやり方に柔軟に対応できるような、継続的な情報の収集ですとか研究とか検討は、ぜひやっていただければと思っております。

ドラスティックなことをやらなくても、現状、個別の委託業務もたくさんありますし、当然ですけれども、施設の整備は、設計も工事すべて外部に委託してやっていますので、そう考えていくと、いろいろなやり方で、要は、こういう制度を入れることありきと言うよりは、むしろ、どうやって効率化して、どうやって今の効率を維持していくのかということ、大前提を忘れないように、今後、努力されることを切に願うところでございます。

皆様から何かご質問、ご意見がございますでしょうか。

もう一つ、私からなのですが、最後にご説明いただいた指定給水装置工事事業者の指定の更新制導入についてということで、この話を伺ったときに、1回登録するとそのあと何もないということ自体が正直びっくりで、今の世の中の流れとして、例えば一般建設業の工事や業務ですと、指揮を執るような技術者は資質を問われますので、その資質向上のための資格の取得はさることながら、継続的な教育を受けたり、それを請け負う業者が組織的に対応しなければならないということは、社会状況としてはある意味当然の状況であります。今回の法改正に沿って、施行令が改正されて具体的な制度が全国一律な形で対応されていくかと思うのですが、ぜひこのようなトラブルがなくなっていくことを切に願っております。

やはり、大きな災害があったときに、例えば 568 者いるのだけれども、このうち連絡がつかないのが 21 者ということでしたが、半分くらい連絡がつかなかったということになると、当然ですけれども、復旧とかそういったところはかなり支障が出てきて、市民生活にもかなり大きなダメージがありますので、今回のこの法改正に伴って、よりよい方向にいかけてくれればと思っております。

皆様から、よろしいでしょうか。

では二つ目の議題、以上で審議を終わらせていただきます。

最後に、平成 30 年度に締結いたしました災害協定について、担当課からご説明をお願いいたします。

経営管理課長

協定資料 1、災害協定の締結について、ご覧ください。平成 30 年度に締結したものを報告させていただくものです。

2 枚目を先に見ていただきますと、本市では、こういった形で、上半分が地方公共団体等との間で、下 12 番以降が民間事業者等との間で、災害時の応援協定等を締

	<p>結しております。こういった締結をしてきた中で、このたび、この表の中ほど、新潟企業株式会社、水道機工株式会社、株式会社水機テクノスとの間で災害時等における水道用設備の復旧支援の協定を締結いたしました。それから一番下、新潟県牛乳輸送株式会社との間で災害時の応急給水支援についての協定を締結いたしました。</p> <p>それぞれの内容については、1枚目に戻ってください。左側の下です。平成30年度に締結した災害協定として①「災害時等における応急給水支援に関する協定」ということで、平成30年11月26日に新潟県牛乳輸送株式会社との間で、同社の輸送タンク車による応急給水、運転手の人的支援を含む災害時の応急給水支援について、給水車両の応急給水をしていただけるということで協定を結びました。ちなみに、牛乳輸送は、製品、原乳の輸送用として、タンク車、かなり大きなタンク車から機動力のある4トン車まで、かなりの台数を保有しておりますので、万一の際にはこれにより給水を受けることができ、本市の応急給水にとっても大変心強いところで</p> <p>次に右側です。②「災害時等における支援に関する協定」として、平成30年11月26日に新潟企業株式会社、水道機工株式会社及び株式会社水機テクノスとの間で、当局が管理する水道用設備、これは主に浄水場の設備で、沈澱池設備、薬品注入設備、ろ過池設備、これら付属機器も含めて、機能の早期復旧について協定を締結いたしました。地元企業である新潟企業株式会社を主体とした指示命令系統を確立して、初動対応から応急復旧まで、各社役割を明確にして支援をしていただけるということで、協定を締結しております。</p> <p>右下には、ここ数年、平成28年度以降の協定の状況を記載しております。協定の締結については、簡単ですが以上報告させていただきます。</p>
<p>紅露会長</p>	<p>ありがとうございます。皆様から、ご質問、ご意見などございますでしょうか。</p>
<p>小田委員</p>	<p>協定締結は非常に好ましいことというかよろしいと思うのですがけれども、結局それがうまく、実際に、いざというときに活用できるかどうかという、訓練も含めてだと思えますし、当然、こちら側も向こう側もマニュアルの設置、その辺も含めて、本当に起きたときに使えるものになっていただけるということを切に願いますので、その辺をよく管理していただければと思います。</p>
<p>経営管理課長</p>	<p>その辺は、本当に協定しただけで終わりではなくて、私どもとしては、連絡先の確認は常にやっております。それから、実際、去年の寒波の際には、こういった協定を使いまして、表にある麒麟山酒造、近藤産業、第一環境などからも給水車を出していただいたということで、第一環境におかれましては、私どもの訓練にも参加していただいたりして、日ごろのそういった訓練が、実際のときにも役立ったとい</p>

	<p>いますか、スムーズな応援をしていただけたということにつながっていると思いますので、今後も常日頃の情報交換、給水訓練等に努めていきたいと思っております。</p>
小田委員	<p>ありがとうございました。</p>
紅露会長	<p>過去にも県内の自治体間で、大きな災害が発生した際に職員の派遣、応援の実績があるのですけれども、例えば中小の、小さな自治体等の間の協定というのは、個別に結ぶということではなくて、協会との約束の中で、協会を通してこちらに依頼が来てという理解でよろしいのでしょうか。</p>
経営管理課長	<p>おっしゃるとおりでして、大都市間では個別の協定を結んでいるところが多いのですけれども、中小の、例えば新潟県内の中小の事業体等は、日本水道協会の新潟県支部の要綱に基づいて相互応援をすることとなっておりますので、個別ではなくて、こういった協会をとおして協定があるとお考えいただいてよろしいかと思えます。</p>
紅露会長	<p>ありがとうございます。そうすると、施設整備を伴うような協力関係になると、さらにここから話が進むので、また別途協定の締結が必要になってということで 10 番と 11 番があるということですね。ありがとうございます。</p> <p>ここままで、本日予定しておりました三つの議題のご審議をいただいて、すべて終わりました。本日の審議事項については、予算に関するもの、法改正に関するものということで、今日ご説明いただいたお話の多くは、今もさることながら平成 37 年から 40 年先ということですので、非常に長期的なところで経営の安定を考えていかなければいけないということで、非常に重要な議題について皆様からご意見、ご審議いただいて、今後の水道局の諸施策に反映していただければと思っております。</p> <p>ここままで議事は以上となりますけれども、このほか、委員の皆様から、ご意見やご質問、それから水道局から報告等ございませんでしょうか。</p>
本間委員	<p>質問とか意見ではないのですけれども、最初の予算の概要のときに、世帯は増えているのですけれども、配水量、給水量は減っている。世帯が増えれば、単身であっても、一人でもお風呂は入れるかなとか、洗濯機は使うかなと思うと、やはり世帯数が増えたほうがたくさん使うのかと思ったのですが、そういうことはなかったのですね。感じたことだけなのですけれども。</p>
計画整備課長	<p>今ほどのお話なのですが、たしかに世帯が増えると水は使うのです。それは間違いないのです。世帯数もじわじわと増えているのですが、それ以上に人口が下がり始めているということが一つと、もう一つは、節水機器が最近普及しておりまして、原単位というのですけれども、一人が一日に使う水の量、そういったものも徐々に</p>

	<p>減少しています。そういったいろいろな要因で、全体的には、本市の水需要はどんどん下がっていくというところを予測しております。</p>
<p>本間委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>池田委員</p>	<p>1点お願いしたいのですが、非常に資料の統一性が無くばらばらで、なかなか中身に入ることができません。ネットで有価証券報告書をご覧になった方いらっしゃいますか。全部A4で出ております。しかも印刷しようとするれば、下にページ番号が出ていますので、非常に便利でいい形になっております。それに比べて今回の会議資料は、A4があればA3もあり、A4でも縦書きがあれば横書きもあり、裏面を使っているものもあり。連続番号が無いので、説明されるたびに一体どこの資料を読むのか非常に分かりづらいです。</p> <p>資料作りの時間もかかるのでしょうから、なかなか大変だと思いますし、当日、追加・補足資料があるのも結構だと思うのです。しかしながら、あるところで締め切りを設けて原版を作って、それで連番を打っていただいで提示していただくと、こういう形を取っていただけませんかでしょうか。そうでないと、まず資料がどれだということ、中身になかなか入れず、私事ですが3月15日が終わったばかりなものですから、まだとてもゆとりがない状況で今日に臨んでいるのですが、ほかの会議を考えてみましても、申し訳ないですが、これだけ資料がばらばらの感じの会議はなかなかありません。</p> <p>やはりもう少し統一して、少なくとも連番になるような形の資料をお願いしたい。できればA4で統一していいのではないかと。仮に、議事録は公開ということですが、この資料も公開となると大変なことになります。一度ネットでどの会社でも結構ですが、有価証券報告書が公開されておりますので、そうしますと、きちんとA4で1ページ、1ページ、だいたい百何十ページ番号が付いていて、必要なところは印刷できるようになっています。それを見習うような形で、この資料もできれば1年後くらいにはそういう形になっていただきたい。すぐには無理でしょうけれども、それをお願いしたいと思います。</p>
<p>経営管理課長</p>	<p>そのとおりのご指摘であると思っております。申し訳ない資料の状況でして、全体の統一を図るようにしたいと思います。</p>
<p>池田委員</p>	<p>ネットで公開するイメージを考えたらいいです。そうすると読者としては、A4で統一されて連続番号になっているほうが当然見やすいですし、印刷も取りやすい。そういう時代ですので。</p>
<p>経営管理課長</p>	<p>世間知らずなところもございまして、今後、そのご意見を参考にさせていただいて、次回から統一したいと思います。</p>

<p>紅露会長</p>	<p>改善していただけたところは改善していただくとして。私も資料づくりでさんざんひどい目に合わされておりました、大変なこともご苦勞もよく理解しておりますので、今のご意見を真摯に受け止めていただきまして、次回、改善できるところからぜひともご検討いただきたいと思っております。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>話が戻ってすみませんが、指定給水装置工事事業者というのは、電話帳のタウンページに書いてある業者とか、よく家にチラシなどが入ってくるのですが、そういうところに頼んでも大丈夫でしょうか。</p>
<p>管路課長</p>	<p>指定業者につきましては、電話帳のいわゆる広告欄というような形で、新潟市の指定を受けていると書いてある業者さんもいらっしゃいますけれども、書いていない業者さんもいらっしゃいます。水道局のホームページを見ていただきまして、当市で指定している業者さんについては載っていますので、そこで業者を確認していただくほうが間違いないかと思っております。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>紅露会長</p>	<p>最後に、事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の経営審議会は、来年度に開催する予定でございます。例年ですと、決算および新マスタープランの事業、取組みに関する評価についてご審議いただくことになっておりますが、審議内容および日程について、改めて調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>紅露会長</p>	<p>ありがとうございます。事務局には、次回の審議内容および日程調整を進めていただきたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、事務局で開催時期、審議内容についてご検討していただきまして、日程調整をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>皆様、長時間にわたり、大変ありがとうございました。本日の議事録については、後ほど内容をご確認いただき、水道局のホームページに掲載する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>事前にお帰りのタクシーの手配をお知らせいただいていた皆様は、研修センター出入口に配車してございます。ご利用ください。</p>

	<p>以上で、平成 30 年度第 3 回新潟市水道事業経営審議会を終了いたします。本日は、 どうもありがとうございました。</p>
--	---